

高齢者施設のコロナ対策の主な取組

事項	概要
①高齢者施設の人的応援体制の強化 （令和4年10月まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援派遣協定に基づき応援職員派遣を行った施設に謝金を支払 ○ 都が契約した人材派遣会社から、介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員等に不足が生じた高齢者施設等に代替職員を派遣
②集中的検査の拡大 （令和4年10月まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者施設等で実施してきた集中的検査を、訪問系・通所系事業所等にも拡大 ○ 濃厚接触者となった高齢者施設等の職員が、待機期間解除の判断等のために実施できるよう用途を拡大 ○ 日本財団による無料PCR検査の取組が終了することに伴い、特定施設入居者生活介護の指定のない有料老人ホーム等にも対象を拡大（5月～）
③高齢者施設に勤務する職員の宿泊費等を支援 （令和4年10月まで）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設入所者への新型コロナ感染防止のため、また、施設従事職員の同居者への感染防止を図るため、施設職員が滞在する宿泊先の確保等を行うことを支援
④高齢者施設等におけるかかり増し経費の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症等が発生した高齢者施設等が、感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスでは想定されないかかり増し経費について支援
⑤高齢者施設等への更なる支援（強化） （※上記④の取組の一部）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病床ひっ迫等により、やむを得ず高齢者施設等内で療養を行うこととなった場合で、必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供等を実施した場合、施設内療養者1名につき、15万円を支援 ○ まん延防止等重点措置区域等の施設等で、療養者数が一定数を超える場合は、施設内療養者1名につき、15万円を追加補助 （上記分とあわせて最大30万円）（※令和4年7月まで）
⑥高齢者施設等の職員応援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内療養によりADLが低下した入所者に対し、感染収束後速やかにリハビリを再開するため、理学療法士や作業療法士を派遣する仕組みを整備

目的

都内の高齢者施設において、施設内療養によりADLが低下した入所者に対し、新型コロナウイルス感染症収束後速やかにリハビリを再開するため、理学療法士協会及び作業療法士会のコーディネートのもと、理学療法士や作業療法士を派遣する。

実施内容

- (1) 対象施設
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等
- (2) 実施方法
都が東京都理学療法士協会及び東京都作業療法士会と協定締結
・両団体において、協力施設の登録など、平時からの連携・調整、高齢者施設での新型コロナ発生時の応援職員派遣に係るコーディネート、派遣職員の支援
・派遣に協力した職員に対して支援金支出
- (3) 支援対象者
施設内療養者（1施設当たり3回まで）
- (4) 支援金
下記の基準額の範囲内で支援を行う。
支給対象期間は、派遣を行っている期間を上限とする。
○基準額
・1時間当たり2,400円（レッドゾーンへの派遣の場合は1時間当たり3,600円）
※厚生労働省「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」による。
・交通費相当800円
- (5) 実施期間
令和4年5月中旬から令和5年3月31日まで
※支援金の支給は令和4年10月31日まで

高齢者施設に対する医療支援の強化

事業名	概要	所管部署及び連絡先
① 高齢者施設への往診体制の強化	高齢者施設等におけるクラスター発生時に迅速な対策を行うため、往診を実施	感染症対策部防疫・情報管理課保健所連携支援担当 (03-5320-5880)
② 往診による中和抗体薬療法促進事業	高齢者施設等へ往診による中和抗体薬投与を実施する医療機関等を支援	感染症対策部事業推進課抗体カクテル療法促進担当 (03-5320-4179)
③ 高齢者施設（特養・老健）への医療支援の強化	介護老人福祉施設・介護老人保健施設で複数の陽性者が発生した場合に、嘱託医や地区医師会が設置する医療支援チームによる診療を促進	感染症対策部防疫・情報管理課保健所連携支援担当 (03-5320-5880)
④ 高齢者施設への酸素濃縮装置貸与	酸素投与しながら療養する場合に備え、酸素濃縮装置の貸出を実施	感染症対策部防疫・情報管理課保健所連携支援担当 (03-5320-5880)
⑤ 高齢者施設等へのワクチン接種促進	高齢者施設等の入所者及び従事者に対する接種を促進するため「ワクチンバス」を派遣	感染症対策部防疫・情報管理課新型コロナウイルスワクチン担当 (03-5320-4567)
⑥ 専用相談窓口の設置、即応支援チームの派遣	入所施設における感染症対策のため、専用相談窓口で各施設の状況に応じて専門的な助言を行うとともに、特に、陽性者の発生時には、原則として24時間以内に即応支援チームを派遣	感染症対策部防疫・情報管理課感染症危機管理調整担当 (03-5388-3614)